

## Ⅱ 生徒心得等 (抜粋)

### 1. 校内生活

1. 病気、その他の事情で欠席する場合は、事前に必ず保護者(またはこれに順ずる者)が学級担任に届け出ること。
2. 遅刻・早退・欠課する場合は、事前に必ず学級担任に届けること。また、これらについては次の手続きを取ること。
  - ア. 遅刻・欠課→職員室で「入室許可証」の交付を受け、教室に入り授業の先生に提出すること。
  - イ. 早退→学級担任に届けて「早退許可証」を得ること。
  - ウ. 保健室での休養は学級担任または教科担任の許可を得ること。
3. 登下校の際は、本校制定の制服・制靴を着用すること。
4. けが、その他の事由で制定以外のものを着用する場合は、「異装許可願」を、学級担任を通じて生徒指導部に提出し、許可を得ること。
5. 登校後、放課後までは無断で校外に出てはならない。やむを得ず外出する場合は、学級担任から「外出許可証」を得ること。
6. 下校時間は次の通りとする。

(平日)月曜～金曜 午後 6 時 00 分

それ以後、校内に残ったの諸活動を許可された者は、部活動の時間までとする。

部活動の下校時刻は次の通りとする。

※3 月～10 月 午後 7 時 00 分(完全下校)

11 月～2 月 午後 6 時 45 分(完全下校)

ただし、休日及び祝日は、原則午後 6 時までとする。
7. 校舎内では指定の上履きを履くこと。(上・下履きの区別を厳守すること。)
8. 学習に不必要な雑誌・遊戯具・金銭・菓子等は持ち込まないこと。
9. 校舎内外の環境美化につとめること。
10. 掲示物は生徒指導部または生徒会の許可を受けて、指示された場所・期間に掲示すること。
11. 所持品には必ず記名すること。
12. 学校の内外を問わず、許可なくして金銭徴収等の商行為をしてはならない。

また、政治的な活動も行ってはならない。
13. 学校の施設設備、備品等を大切に、もし破損したときには直ちに学級担任および生徒指導部に届け出ること。
14. 男女交際は、明朗健全であること。
15. 許可なく火気を使用してはならない。

### 校外生活

1. 学校の内外を問わず「懲戒規定」にふれるような行為をしてはならない。
2. 原則として外泊をしてはならない。やむを得ず外泊が必要な場合は、必ず保護者の承諾を得ること。
3. 夜間外出は慎むこと。
4. 校外における学校行事などに参加する場合は、必ず指定の服装であること。
5. 校外における諸団体の催し及び活動に、個人あるいはグループで参加する場合は必ず学級担任に申し出、生徒

指導部に参加願いを提出し許可を得ること。

6. 旅行をする際に、学割が必要な場合は学級担任へ所定の願いを提出すること。

7. アルバイトは原則として認めない。但し、特別の事情がある場合には、所定の願いにより許可することがある。

## 交 通

1. 道路歩行に関しては、交通規則、交通道徳を守り、規律と安全を保つこと。

2. 交通機関を利用する際は、マナーを守り他人の迷惑にならないように心掛けること。

3. 自転車通学を希望する者は、下記条件を満たした者に限り許可する。

### (許可条件)

ア. 通学距離が 1.5 km以上あること。

イ. 部活動で、学校から練習場まで遠く顧問の要請があった場合。(陸上・野球・テニス・ソフトテニス部)。

ただし、退部の場合や3年生で練習が必要でなくなった者は取り消す。

ウ. 防犯登録をすること(販売店にお願いする)。

エ. 駐輪時のスタンドは両足スタンド(W字スタンド)であること。

オ. 自転車駐輪時の二重ロック装備をすること。

### (遵守事項)

ア. 自転車通学者は学校規定のステッカーを後輪泥よけに貼付すること。

イ. 前照灯、後部反射板、両輪に側面反射板を付けること。

ウ. ドロップハンドル等危険性のあるものは認めない。

エ. 整備点検を怠らないこと。暗くなったら必ずライトを灯けること。

a. ブレーキ b. ライト c. 警音器(ベル)等の点検

オ. 特に次のルールを守ること。

a. 音楽を聴きながら運転しない b. 並進をしない c. 二人乗りをしない d. 自転車通行帯を通る(左側通行)

e. 傘をさして乗らない

カ. 自転車は所定の場所に置き、必ず鍵(二重ロック)をかけること。

キ. 原則として校内での乗車を禁止する。ただし、正門から第1体育館横・裏、4階棟裏の駐輪場まではこの限りではない。安全のため正門では一旦降車すること。

ク. 休祭日に自転車で登校したものは、必ず自転車置き場に置くこと(許可車に限る)。

ケ. 自宅から駅まで等通学の一部にでも、自転車を使用する生徒は、生徒指導部の許可を受けること。

コ. JR諫早駅・島鉄本諫早駅から本校までの使用は認めない。

サ. ヘルメット着用に努めること。

4. 原付自転車の運転免許取得は原則として認めない。ただし、やむを得ない特別な事情がある場合には、所定の願いにより許可することがある。

5. 自動車の運転免許取得は原則として認めない。

#### 4. 服装等

(1) 制服 服装は人柄をあらわすものである。常に端正にし品位を保つこと。

##### 男子(服装規定細則)

冬服	<ul style="list-style-type: none"><li>・上衣は本校指定の学生服とする。※指定の校名と校章入りボタン。</li><li>・下衣のスラックスは黒色ワンタック学生長ズボンとする。変形ズボンは不可。</li></ul>
夏服	<ul style="list-style-type: none"><li>・上衣は本校指定の袖に「isahaya」の文字が入った半袖シャツを着用する。</li><li>・下衣のスラックスは青色のストライプ柄を着用する。</li><li>・必ず肌着を着用すること。肌着は無地で華美でないものとし、制服の外から見えないように着用する(ワンポイント可)。</li><li>・上衣は市販のポロシャツを着用可能。ただし、華美でないものとする。</li></ul>

##### 女子(服装規定細則)

冬服	<ul style="list-style-type: none"><li>・上衣は本校指定の紺色ダブル背広型上着とする。</li><li>・下衣は紺色のスカートまたはスラックスとする。スカートの長さは膝が見えない程度とする。スラックスは紺色のワンタック学生長ズボンとする。</li><li>・ブラウスは袖に「isahaya」の文字が入った白色の長袖カッターブラウスを着用する。</li></ul>
夏服	<ul style="list-style-type: none"><li>・上衣は本校指定の、袖に「isahaya」の文字が入った半袖シャツを着用する。</li><li>・下衣はスカートまたはスラックスとする。スカートは裾に青色のラインが入ったスカート。長さは膝が見えない程度とする。スラックスは学生長ズボンとする。</li><li>・必ず肌着を着用すること。肌着は無地で、華美でないものとし、制服の外から見えないように着用する(ワンポイント可)。</li><li>・市販のポロシャツを着用可能。ただし、華美でないものとする。</li></ul>
中間服	<ul style="list-style-type: none"><li>・本校指定の、袖に「isahaya」の文字が入った白色長袖カッターブラウス。</li><li>・下衣のスラックスまたはスカートは、冬服と夏服のどちらでもよい。</li></ul>

※ 式(入学式、始業式、終業式、卒業式など)では、制服を着用すること。

※ 移行期間は設けていないが、冬服は11月～4月、夏服は6月～9月、中間服は5月・10月を目安とする。

※ 制服は改造してはならない。

※ 平常の授業日と同様、試験等で登校する時も制服を着用すること。

※ 令和8年度以降も旧制服を着用することは可能。

##### (2) 通学カバン

中学「通学に適した安全なもの。ロッカーに入るもの。」

高校「通学に適した安全なもの。」

##### (3) 靴

中学「指定の靴(グラウンドシューズを兼ねる)」

高校「通学に適した安全なもの。華美でないもの。」

(4) 靴 下

○靴下の色は白・黒・紺・グレー（ワンポイント程度は可）とする。

○ストッキングの色はベージュとする。

(5) 防寒具（着用期間：特に設けない）

●上着

○華美でないものとする。

●マフラー

○華美でないものとする。

○大きさは幅45cm以下、長さ180cm（フリンジを含む）以下。

●ネックウォーマー

○華美でないものとする。

●手袋

●黒タイツ（女子）

○黒色、無地、爪先まであるものとし、厚さは80デニール以上とする。

○式典時の着用は認めない。（肌色ストッキングは可。）

●冬服下のセーター等の着用について

《男 子》

○セーター・トレーナー等の色は黒・紺・グレー・白とする。

○学生服の裾から見える長さの衣服は、学生ズボンの中に入れること。

○タートルネック等を着用する際は、学生服のカラー部分から見えないようにすること。

（部活ジャージ等も同様の扱いとする。）

《女 子》

○セーター・トレーナー等の色は黒・紺・グレー・白とする。

○冬服上衣の裾部分から見えない長さの衣服を着用すること。

○特にカーディガンは一番下までボタンを閉め、だらしなく着用しないこと。

(6) アームカバー

以下のような条件で許可をする。

○異装許可願いを提出する。

○医師の診断（紫外線アレルギー等）が必要。処方箋もしくは薬の袋を提出。

○白か黒の無地の単色。

○原則として、使用は屋外だけとする。

(7) 頭 髪（中高共通）

規律ある学校生活にふさわしい髪型を心がける。

(1) パーマやカール、染色等の加工はしない。(諫早地区の中学・高校共通理解事項)

(2) 前髪は目にかからないようにする。

(3) 肩より長い髪は結ぶ。(ゴムの色は黒・紺・茶、ピンは黒・紺の細いもの)

※令和8年度1学期を試行期間とし、ルールを守れていない状況がある場合は、改定を見直すことがあります。

(8) その他

ア. いかなる化粧品も使用しないこと。

イ. イヤリング・ピアス・ネックレス・ブレスレット・ミサンガ・指輪等の装身具を使用しないこと。

ウ. ベルトの色は黒・紺・茶色の単色とする。

また、細いもの、編んだもの、派手なバックル等装飾性の強いものは認めない。

エ. 携帯電話・スマートフォンの校内での使用は認めない。

\*緊急時の連絡と安全性の確保の目的に限り、携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みを認めるが、校内では電源を切り、カバンやバッグ等の中に入れ、使用しない。

\*午後9時以降は使用しない(平成25年12月生徒会決議)。